

## 愛の手帳について(18歳以上用(成人用))

### マイナンバー(個人番号)記載について

- ◎ 令和5年2月の判定から、新規及び他の道府県・政令市からの転入に伴う愛の手帳の取得を希望される場合につきましては、申請の際、マイナンバー(個人番号)の記載が必要になります。手帳の取得を希望するご本人のマイナンバー(個人番号)を確認する書類のほか、申請者(保護者)の方の身分証明書等が必要となります。詳しくは、別紙「愛の手帳申請書に係るマイナンバー(個人番号)確認書類について(チェックリスト)」を参考にご準備の上、判定の際にお持ちください。

### 愛の手帳とは

愛の手帳(東京都療育手帳)は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者(児)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者(児)に対する社会の理解と協力を深めるために交付し、知的障害者(児)の福祉の増進に資することを目的としており、障害の程度によって、1度(最重度)から4度(軽度)に区分されます。

### 交付の対象となる方

東京都では、発達期(18歳未満)に何らかの原因により知的機能の障害がおこり、そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としていると判定された方に愛の手帳を交付しています。

※ 自閉症スペクトラム障害などの方で、知的障害を伴うと判定された場合には、愛の手帳が交付されます。(知的障害を伴わない場合は、愛の手帳の交付対象とはなりません。)

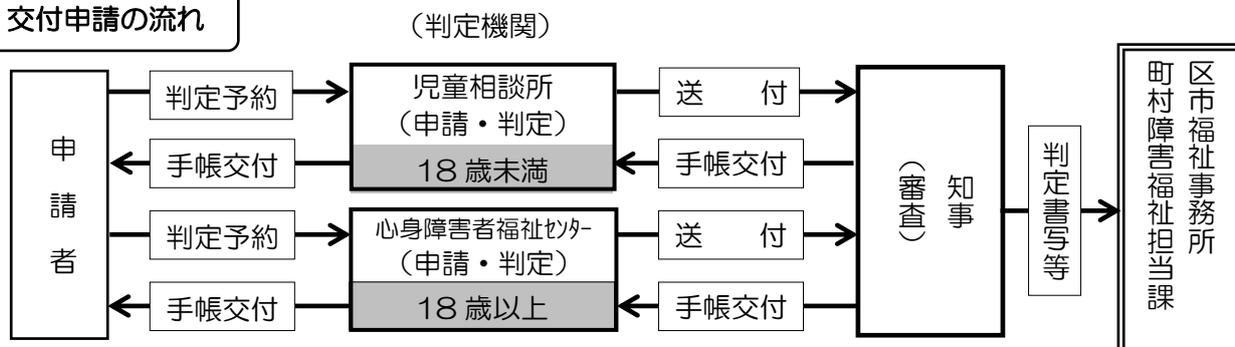
### 愛の手帳の交付を受けるためには

- **18歳以上の方**が愛の手帳の交付を受けるためには、心身障害者福祉センター又は同・多摩支所で、判定を受ける必要があります。以下のいずれかの電話番号に、直接お電話で予約申込みをお願いいたします。(平日の9時~17時 判定日に18歳に達していることが必要)  
【判定予約受付電話番号(18歳以上)】<18歳成人更新・新規・程度変更 各申請共通>  
☎ 03-3235-2961 東京都心身障害者福祉センター 障害認定課(管轄:都内全域)  
最寄り駅 飯田橋(JR総武線、東京メトロ各線、都営大江戸線)  
☎ 042-573-3311 東京都心身障害者福祉センター 多摩支所(管轄:都内全域)  
最寄り駅 国立駅(JR中央線)谷保駅(JR南武線)
- ◎ 他道府県・政令市の療育手帳をお持ちで、東京都に転入され愛の手帳に切替えられる方は、新規申請扱いとなります。判定方法や関係書類等、事前に詳しくお話をお伺いする必要がありますので、23区、島しょ部にお住まいの方は 障害認定課 知的障害担当 03-3235-2966 へ 上記以外の方は 多摩支所 042-573-3311 へ、お電話ください。
- **18歳未満の方**が愛の手帳の交付を受けるためには、お住まいの地域を管轄する児童相談所で、判定を受ける必要があります。お住まいの地域の児童相談所に、直接お電話で予約申込みをお願いいたします。詳しくは、児童相談所用のリーフレットをご参照ください。

## 手帳の形式（紙形式・カード形式）について

- 令和2年10月から、愛の手帳交付申請時に、紙形式かカード形式のいずれかを選択できるようになりました。申請書に、ご希望の形式を記入してください。また、既に愛の手帳をお持ちの方も、再交付申請をすることにより、紙形式からカード形式の手帳に切り替えることができます。

## 交付申請の流れ



愛の手帳の交付を受けた方は、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において、知的障害の程度に著しい変化が生じたときには、更新の申請が必要です。

手帳を紛失又は破損したときの再交付の申請や、住所、氏名等が変更になった時の届出は、心身障害者福祉センター、児童相談所又はお住まいの地域の福祉事務所・町村役場で受け付けています。

（他の道府県政令市からの転入に伴い、愛の手帳への切り替えを伴う住所変更は各判定機関まで）

## 申請の際に必要なもの

愛の手帳を申請する際、新規、更新、程度変更等、判定を伴う申請については、判定当日に、判定会場にて必要事項等を確認の上、その場でご記入いただきます。

また、手帳の取得を希望する方ご本人の写真（縦4センチ、横3センチ）が必要です。判定の際にお持ちください（提出いただいた申請書・写真等は返却いたしません）。

そのほか、新規、更新、程度変更、再交付等、各種申請内容によりお持ちいただく書類が異なります。詳しくは、判定予約の際に、各判定機関の担当者におたずねください。

なお、手帳の申請に費用はかかりません。

## 愛の手帳で受けられるサービスについて

各区市町村により違いがありますので、[お住まいの区市町村の障害福祉担当窓口](#)にお問い合わせください。

## 愛の手帳の交付に関すること（問い合わせ先）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階  
東京都心身障害者福祉センター 障害認定課 障害者手帳担当  
☎ 03-3235-2963